

# 第1章 やさしさとふれあいのあるまち

…町にとって最も大切な財産である「町民」の安心・健康づくりを推進します…

## 1. 保健・医療の充実

### 現況のあらましと今後の考え方

町内医療機関は、町立寿都診療所と民間の医療機関の2カ所で、寿都診療所は平成30年度から医療法人北海道家庭医療学センターを指定管理者として運営し、公設民営の良さを活かした地域医療の充実を図り、医師の確保など安定した医療体制を構築してきました。

今後も、一次医療の拠点としての役割を果たし、町内外の医療機関同士の連携を図るとともに、重症患者等の発生に備え、すでに整備されている高規格救急車<sup>\*</sup>の活用やドクターヘリ拠点病院との連携により緊急時の搬送体制の確保・充実に努めていくことが重要です。同時に医療技術者の確保を目的として、医療従事者等奨学金貸付を行い、地域で働く人材を確保していくことが必要です。

また、町民一人ひとりが健康づくりに取組めるよう検診の土日実施や各地区での健康講座の開催、広報活動などで周知・啓発を行ってきました。今後も、医療機関と保健師・栄養士の連携を深めながら健康づくり・予防医療活動を進めるとともに、地域での健康づくり自主活動組織の強化に努め、すべての町民が元気で生きいきと暮らせる町の実現が求められています。

あわせて、町民が食に対する関心を深め、良い食習慣を身につけることができるよう、「寿都町食育推進計画（平成31年3月策定）」を推進していきます。

平成30年度から法律改正により、運営主体が北海道へ移行した国民健康保険事業については、データヘルス計画に基づき特定健診や保健指導などによる疾病予防事業を実施していくことで医療費適正化を推進し、あわせて法定外繰入金の解消に向けた取組などにより健全運営していくことが必要です。

### 基本方針

町民が安心して生活できるよう、地域医療体制の充実に努めるとともに、健康づくりや特定健診受診率の向上による疾病予防を推進し、医療費の適正化を図ります。

### 主な施策

#### 1 健康づくりの推進

主要施策	主要施策の概要
健康づくり対策の充実	○町民一人ひとりが、健康を保持・増進できるよう、各種健康づくり事業を医療機関や教育委員会などの関係機関との連携のもと展開します。
食育推進計画の推進	○「町民の健康づくりにつながる食育の推進」「未来を担う子どもを育む食育の推進」を目標に、事業の展開を行っていきます。
健康づくり自主活動の強化	○町民自らが町の課題に気付き、健康づくりへの主体的な取組がされるよう、寿都町保健推進員協議会の活動を強化します。

#### 2 地域医療体制の充実

主要施策	主要施策の概要
地域医療の充実	○町立寿都診療所の指定管理者である医療法人北海道家庭医療学センターと連携し、医師等医療従事者の確保と、地域医療の充実を図ります。
救急医療体制の充実	○医師会及び消防寿都支署と連携し、休日夜間の救急医療体制の確保と、救急搬送やドクターヘリ搬送体制の充実を図ります。

### 3 国民健康保険制度の安定的運営

主要施策	主要施策の概要
国民健康保険制度の健全運営	○特定健診と保健指導の受診率向上による、疾病の重症化予防と、医療費の削減を図り、保険者である北海道と連携し制度の安定と健全な財政運営を推進します。



## 2. 地域福祉社会づくり

### 現況のあらましと今後の考え方

人口減少社会の到来や社会経済環境の変化、ITの発達、人々の生活スタイルや価値観の変化などにより地域コミュニティが弱体化するなど、福祉環境が大きく変化する一方、互いを尊重しながらみんなで助け合い支え合い、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいを持って豊かに生活する地域社会が求められています。

町では、「ノーマライゼーション※」の考え方に基づき、町民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域に根ざした福祉活動を促進し、高齢者や障がいのある人（児）、ひきこもり状態にある人などを対象に、介護事業者や医療機関などで構成する地域ケア会議での協議や民生委員協議会、社会福祉協議会と連携しながら推進してきました。

今後も平成28年から施行された差別解消法に基づき、すべての国民が、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

### 基本方針

支援を必要とするあらゆる町民に対して、助け合い支え合いができる地域を目指し、より適切な支援やサービスを提供するための仕組の構築と、町民・事業者・社会福祉協議会などが連携し、地域福祉をより一層推進します。

### 主な施策

#### 1 共に支え合う「ひとつづくり」

主要施策	主要施策の概要
地域福祉の土壌づくり	○地域に暮らす町民一人ひとりが人と人とのつながりを大切にしていこう、地域福祉への理解の促進と啓発を進めていきます。また、地域活動を担うリーダーなどの人材育成に向けて、活動にあたって必要となる技能を習得し向上できるよう、さまざまな分野の学習や講座の実施を検討します。
福祉人材の確保・育成の推進	○将来の福祉人材確保を目指して、医療従事者等奨学金貸付事業及び小・中・高校生を中心とした人材育成を継続的に進めていきます。
支え合いの仕組づくり	○要配慮者支援体制及び高齢者見守りネットワークの充実や、子どもの安全対策の推進を図ります。
健康づくり・介護予防の推進	○健康づくりや介護予防を地域で取組むことが、支える側にとっても生きがいにつながるため、地域活動を引き続き推進していきます。

#### 2 多様な活動を支える地域づくり

主要施策	主要施策の概要
相談支援体制の充実	○役場相談窓口を中心に、地域包括支援センター（高齢者）や南後志相談支援センター（障がいのある方）、子育て世代包括支援センター（妊婦から子育て世帯）など、町内の各分野における相談窓口において、関連するサービス事業者や医療機関などとの連携を強化しながら、個々のケースに応じ必要な情報の提供に努めます。
サービス提供体制の充実	○顕在化していないサービスニーズの把握と、必要なサービスの提供体制の確立、利用者やその家族への理解の促進に努めます。
地域活動の促進	○地域住民が自主的に活動し、支え合える活動の促進に努めます。

### 3 安全と安心のある「福祉の環境づくり」

主要施策	主要施策の概要
関係機関の連携体制の充実	○高齢者や障がいのある方、子育て世帯など、支援対象者に合わせて町内外の関係機関や福祉サービス事業者等による連携体制を充実していきます。
防災・防犯対策の推進	○災害や犯罪、事故による被害を最小限におさえるためにも、行政や警察署主導の対策に加えて、町内会や学校関係などを主体とした地域での避難誘導及び防犯活動を推進します。
権利擁護の推進	○虐待防止や人権の意識を向上させる取組を推進します。
快適な生活環境の整備	○施設のバリアフリー化を推進するとともに、地域の児童や高齢者が集える場の整備に向け検討していきます。





## 3. 次世代育成の充実

### 現況のあらましと今後の考え方

町の年齢三階層別人口を国や道と比較すると、年少人口（0～14歳）の割合が低く少子化が顕著となっています。

また、共に働く親が多い現状を鑑みると、幼児の保育の無償化（令和元年10月）や小学生には放課後児童クラブなど、支援の充実が図られていますが、病児保育\*などニーズに対する体制が整っていない現状となっています。

また、核家族化や人間関係の希薄化などから、育児不安に陥る人の増加に対し、子育て支援センターを開設し、ふれあいや育児を学ぶ機会を創出することにより、不安の解消や子ども同士で遊ぶ場所の提供をしてきました。

このような現状から、親が子育ての喜びを実感でき仕事と家庭生活の調和が図られるよう、次世代育成に向けた充実した取組が求められています。

### 基本方針

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を充実します。

### 主な施策

#### 1 地域における子育て支援

主要施策	主要施策の概要
保育サービスの充実	○仕事と子育ての両立が図られるよう、ニーズの多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。
子育て支援のネットワーク推進	○子育て世代包括支援センターを中心とした子育てに関する相談支援体制の充実を図り、育児不安の解消と家庭での子育て力の向上につながるよう、母子保健事業を展開します。
児童の健全育成	○安心して児童が活動できる機会を関係機関と連携し展開していくとともに、異世代交流などによる児童の健全育成を図ります。

#### 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

主要施策	主要施策の概要
思春期保健対策の充実	○学校や教育委員会、医療機関と連携し、思春期保健の対策に取り組めます。
母子の健康確保	○各種健診や予防接種など、母子の健康確保の充実や食育推進計画に基づいて、食への関心を高め、次世代を担う子どもの健康維持の推進を図ります。
生活習慣の改善	○子どもの生活習慣（早寝・早起き・朝ごはん）の確立や、むし歯予防に向けた生活習慣の改善を図り、子どもの健全な成長を育みます。
食育の推進	○保育園や学校、各家庭での生活により、健康的な食事を楽しんで身につけることができるよう、食に関する学習の機会を提供します。

### 3 要保護児童への対策

主要施策	主要施策の概要
児童虐待防止対策の充実	○子育て支援ネットワーク協議会を中心に学校や教育委員会などとの連携や支援体制の充実を図ります。
母子・父子家庭の自立支援の推進	○母親・父親の就労等による生活自立への支援など、国や道の施策と相まった総合的な支援を図ります。
障がい児施策の充実	○各種健診等による障がいの早期発見、適切な治療を進める体制づくりと児の成長過程に応じた関係機関による総合的な支援体制を推進します。
児童養護施設等の支援	○町内に所在する児童養護施設に対して支援していきます。



## 4. 高齢者支援の充実

### 現況のあらましと今後の考え方

本町の高齢者人口は令和元年10月31日現在で1,173人、率にして40.0%となっており、年齢三階層別人口を国や道と比較しても、高齢化が一層進んでいる状況にあります。

介護保険制度について、人口減の影響もあり第1号、第2号被保険者ともに今後減少傾向が続き、要介護認定者数についても減少が推計されています。

しかしながら今後も高齢化は進み、要介護認定率は上昇すると予想され、サービスの利用増加が見込まれますので、供給体制を充実するとともに質の高いサービスを円滑に提供することが必要です。

町は「認知症になりにくいまちづくり宣言（平成27年12月）」をし、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者住宅の整備や介護予防を目的とした運動・脳トレ教室の開設、訪問サービスなどの介護予防、生活支援等、居宅を中心としたサービス基盤の拡充が求められます。

### 基本方針

高齢者が住み慣れた地域において、地域住民とともに支え合いながら生きがいのある毎日を送ることができるよう、また地域で安心して生活できるよう各種施策を総合的に展開していきます。

### 主な施策

#### 1 高齢者が生きいきと活躍できる環境づくり

主要施策	主要施策の概要
健康づくりと生活習慣病対策の推進	○疾病予防及び健康づくりの必要性の普及啓発に向け、各種保健・健康づくり事業を展開します。
介護予防と生活支援の総合的な推進	○介護予防や生活支援を通じて、高齢者の自立支援及び重度化を防止するための取組を推進します。
生きがいづくりと社会参加の促進	○高齢者の主体的・意欲的な活動を支援し、参加しやすい環境を確立するとともに、世代間交流の機会や生きがい活動支援など、社会参加機会の創出に努めます。

#### 2 高齢者が安心して暮らせる仕組づくり

主要施策	主要施策の概要
地域包括ケア体制の充実	○保健医療福祉の連携の強化と、地域のさまざまな資源を活用した包括的な支援を行い、高齢者が住み慣れた地域での生活継続支援に向け体制を充実させていきます。
介護保険サービスの円滑な運営	○サービス事業者等との連携を図り、サービスが円滑に提供できる環境づくりを推進します。
高齢者福祉サービスの充実	○生活支援や介護家族への支援、経済的支援の充実に努めます。
安全対策の推進	○防災・防犯や交通安全対策を積極的に推進し、被害にあわぬよう周知徹底していきます。

### 3 めくもりを感じられる地域づくり

主要施策	主要施策の概要
認知症高齢者対策の推進	○「認知症になりにくいまちづくり」を目指して、認知症を予防する体制や支援体制の充実を図ります。
権利擁護の推進	○権利擁護の普及、成年後見制度の利用促進や虐待防止の推進を図ります。
地域共生社会の実現	○地域の従来つながりを活かしながら、制度の狭間などの公的支援の課題を克服し、孤立を生まない地域社会を構築していきます。





## 5. 障がいのある人（児）支援の充実

### 現況のあらましと今後の考え方

障害者総合支援法の改正により、障がいのある人（児）に加え難病の方にも、障がいなどの種別に関わりなく、状態に応じたサービスが利用できるようになり、各種の支援やサービスの円滑な提供と相談・支援体制の充実も図られました。

町では、障がいのある人（児）、難病の方の人権を守り、自立した生活を送ることができるよう町内外の関係機関等と連携し、積極的に社会参加できる機会・場づくりに努めていくことが必要です。

### 基本方針

障がいのある人（児）や家族のニーズに対応するため、総合的な生活相談の充実や障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

### 主な施策

#### 1 暮らしを支えるサービスの充実

主要施策	主要施策の概要
障がい福祉サービスの提供体制の確保	○誰もが地域から必要な支援を得ながら、安心して生活を送ることができるよう障がい福祉サービスの提供と、利用者の状況に応じた地域生活支援事業を推進します。
相談支援体制の構築	○各種ニーズに対応する相談支援体制の構築と地域の関係者で組織する「自立支援協議会」により関係機関との連携強化と情報共有を図ります。
障がい児支援の提供体制の確保	○乳幼児から学校卒業まで一貫した効果的な支援を行うための体制整備を推進します。